

北栄町公告第44号

公募型プロポーザル方式で業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年4月11日

北栄町長 松本 昭夫



1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

北栄町窓口・庶務業務

(2) 履行期間

契約締結の日から平成33年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から平成30年9月30日までは、この業務の準備期間とする。

(3) 業務概要等

「北栄町窓口・庶務業務公募型プロポーザル実施要領」及び「北栄町窓口・庶務業務委託仕様書」による。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

「北栄町窓口・庶務業務公募型プロポーザル実施要領」による。

3 プロポーザル実施要領等の配付

「北栄町窓口・庶務業務公募型プロポーザル実施要領」及び「北栄町窓口・庶務業務委託仕様書」は北栄町ホームページからダウンロードすること。

4 プロポーザル参加に伴う提出物等

「北栄町窓口・庶務業務公募型プロポーザル実施要領」による。

5 プレゼンテーションの実施等

「北栄町窓口・庶務業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 その他留意事項

(1) 企画提案書は1者1案とする。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。

(4) 提案書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成するこ

とがある。

(5) 選定に関する異議は、一切受け付けない。

(6) その他詳細は、実施要領による。

(7) プロポーザルの審査関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

## 7 問い合わせ先

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町役場企画財政課

電話 0858-37-5864

FAX 0858-37-5339

メール [kikaku@e-hokuei.net](mailto:kikaku@e-hokuei.net)

※メールを送付する際は、タイトルの始めに「窓口・庶務業務」と記載すること。